

宮崎県北部広域行政事務組合教育旅行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「宮崎県北部地域」という。）への誘客を促進することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、宮崎県北部地域での宿泊を伴う修学旅行、宿泊学習その他これらに類する学校行事（以下「教育旅行事業」という。）を取り扱う旅行会社に対し、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3第1号に規定する第一種旅行業、同条第2号に規定する第二種旅行業又は同条第3号に規定する第三種旅行業の登録を受けている旅行会社であること。
- (2) 次条に規定する補助要件の全てを満たす教育旅行事業を取り扱う旅行会社であること。（営業所、支店等を含む。）
- (3) 「みやざき学び旅」促進事業助成金交付要綱（令和2年8月31日公益財団法人宮崎県観光協会制定。以下「県要綱」という。）第6条の規定による交付決定を受けた旅行会社であること。
- (4) その他補助金を交付することが適当でないと宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）が認める旅行会社ではないこと。

(補助要件)

第3条 補助金は、教育旅行事業が次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 県内及び県外の小学校、中学校、高校、特別支援学校（以下「旅行申込者」という。）による教育旅行事業であること。ただし、旅行申込者の所在する市町村と同一の市町村で実施する教育旅行事業を除く。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月30日までに実施し、令和4年3月31日までに終了するものであること。
- (3) 前号に規定する期間内（令和4年3月31日を除く。）に、宮崎県北部地域に1泊以上宿泊し、かつ、宮崎県北部地域内の観光施設（土産店を含む。）等における食事、体験等が行程に組み込まれていること。
- (4) 旅行出発日から起算して10日前までに必要書類を提出すること。
- (5) その他補助金を交付することが適当でないと宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）が認める教育旅行事業ではないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の額は、教育旅行事業において宮崎県北部地域内に宿泊した者（旅行業者の関係者を除く。）の数に2,000円を乗じて得た額とし、1人当たり2,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を旅行出発日から起算して10日前までに、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 旅行行程表
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 宿泊予約確定証明書(様式第3号)
- (5) 県要綱第6条の規定による助成金交付決定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 代表理事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合教育旅行補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、教育旅行事業について次の各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第5号)により代表理事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 教育旅行事業を実施する日を1か月以上変更しようとするとき。
 - (2) 教育旅行事業の宿泊施設を変更しようとするとき。
 - (3) 補助金交付決定額が増額又は20%を超える減額となる変更が生じるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育旅行事業の重要な部分に係る変更。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、事業計画中止承認申請書(様式第6号)により代表理事に申請し承認を受けなければならない。
- 3 代表理事は、前2項の規定による申請を承認したときは、前条の規定に準じ補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、第5条の規定により提出した旅行行程表の内容に変更が生じたときは、代表理事にその変更内容を報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、教育旅行事業の終了日から20日以内又は補助金交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行実績報告書(様式第7号)
- (2) 最終の旅行行程表
- (3) 宿泊利用証明書(様式第8号)
- (4) 県要綱第9条の規定による助成金交付額確定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 代表理事は、前条の規定による報告を受け、その内容の審査の結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合教育旅行補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、宮崎県北部広域行政事務組合教育旅行補助金交付額確定通知書を受領した後に、教育旅行補助金請求書(様式第 10 号)を代表理事に提出しなければならない。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 教育旅行事業を実施しなかったとき。

(2) 第 2 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当であると代表理事が認めたとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。